



出典：(平成 24 年 10 月草津市告示第 226, 227 号、草津市)、(平成 20 年 4 月大津市告示第 44 号、大津市)、  
(平成 24 年 10 月栗東市告示第 146 号、栗東市)

図 4-3-2 騒音規制法に基づく区域指定状況

表 4-3-11 特定工場等から発生する振動の規制基準

区域の区分	時間の区分	昼間	夜間
		8時から19時まで	19時から翌8時まで
第1種区域		60dB	55dB
第2種区域	(I)	65dB	60dB
	(II)	70dB	65dB

1 第2種区域(I)および第2種区域(II)のうち表 4-3-8の備考に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める基準値から5デシベルを減じた値とする。  
 2 第1種区域に接する第2種区域(II)における当該境界線より15メートルの範囲内の規制基準は、当該各欄に定める基準値から5デシベルを減じた値とする。ただし、前項の適用を受ける区域は除くものとする。

表 4-3-12 特定建設作業の振動の規制基準

区分	第一号区域	第二号区域
基準値	75dB以下	
作業時間	19時から翌7時の時間内でないこと 1日当たり10時間を超えないこと	22時から翌6時の時間内でないこと 1日当たり14時間を超えないこと
同一場所での作業期間	連続6日を超えないこと	
作業日	日曜日その他の休日ではないこと	
作業の種類 (振動規制法)	1. くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。) 又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業 2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 3. 舗装版破砕機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあたっては、1日における該当作業に係る2地点間の最大距離が50mをこえない作業に限る。) 4. ブレーカー(手持式のを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあたっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mをこえない作業に限る。)	
作業の種類 (草津市の良好な環境保全条例)	1. もんけん式くい打機を使用する作業 2. 舗装版破砕機を使用する作業 3. ブルドーザー(機械重量が4トン以上のものに限る。)、パワーショベル(バケット平積容量が0.3m <sup>3</sup> 以上のものに限る。)又はバックホウ(バケット平積容量が0.3m <sup>3</sup> 以上のものに限る。)を使用する作業	
〈区分〉	第一号区域：特定工場等の振動に係る第1種区域、第2種区域(I)の全域及び第2種区域(II)のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地周辺80メートルの区域 第二号区域：特定工場等の振動に係る指定区域のうち上記を除く区域	

注) 基準値は特定建設作業の場所の敷地境界線での値。

表 4-3-13 道路交通振動の要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
	8時から19時まで	19時から翌8時まで
第1種区域	65dB	60dB
第2種区域	70dB	65dB

備考 第1種区域：特定工場に係る振動規制の区域の区分のうち第1種区域  
 第2種区域：特定工場に係る振動規制の区分のうち第2種区域(I)および(II)